

答申骨子(素案)

三豊市文書館基本構想(案)

目次	主な内容									
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問を受けるまでの経緯 ○現状及び問題点の認識 ○本案にそった基本構想の早期策定 									
1. 三豊市文書館の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ★みんなの、「見たい」、「知りたい」、「役立てたい」に前向きにこたえる文書館 ★みんなに、もっと「三豊市」を理解して、信頼を得るための文書館 ★みんなを、いろいろなところで、新しく、しっかりと結びつける文書館 									
2. 設置の意義と必要性	○三豊市文書館条例第1条(設置)									
(1) 意義	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">郷土の歴史的 価値 郷土の文化的 価値</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">市の公文書 地域資料 刊行物 その他の記録</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">収集 保存</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">広く利用に 供する</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">地域文化の発展に 寄与する</td> </tr> </table>	郷土の歴史的 価値 郷土の文化的 価値	市の公文書 地域資料 刊行物 その他の記録	収集 保存	広く利用に 供する	地域文化の発展に 寄与する				
郷土の歴史的 価値 郷土の文化的 価値	市の公文書 地域資料 刊行物 その他の記録	収集 保存	広く利用に 供する	地域文化の発展に 寄与する						
(2) 必要性	○「三豊市新総合計画(基本構想)」より									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">積極的な情報の公開 積極的な情報の提供</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">市民に対する説明責任を果たす</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">情報の共有化 意識の共有化</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市政に対する市民の</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">理解と信頼を深める</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">多様な分野に おける</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市民 市民組織 民間企業 行政</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">新たな関係を構築</td> </tr> </table>	積極的な情報の公開 積極的な情報の提供	市民に対する説明責任を果たす	情報の共有化 意識の共有化	市政に対する市民の	理解と信頼を深める	多様な分野に おける	市民 市民組織 民間企業 行政	新たな関係を構築	
積極的な情報の公開 積極的な情報の提供	市民に対する説明責任を果たす									
情報の共有化 意識の共有化	市政に対する市民の	理解と信頼を深める								
多様な分野に おける	市民 市民組織 民間企業 行政	新たな関係を構築								
3. 館の役割と機能	○「三豊市新総合計画(基本計画)」より									
(1) 役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">市政が市民に</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">分かりやすく 身近に感じられる</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">積極的な情報公開を推進</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">公正で透明な 行政運営</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市政に対する市民の</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">理解と信頼を深める</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">三豊市文書管理規程等に基づく文書の適正管理</td> </tr> </table>	市政が市民に	分かりやすく 身近に感じられる	積極的な情報公開を推進	公正で透明な 行政運営	市政に対する市民の	理解と信頼を深める	三豊市文書管理規程等に基づく文書の適正管理		
市政が市民に	分かりやすく 身近に感じられる	積極的な情報公開を推進								
公正で透明な 行政運営	市政に対する市民の	理解と信頼を深める								
三豊市文書管理規程等に基づく文書の適正管理										
(2) 機能	○三豊市文書館条例第3条(業務)									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">公文書等</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">保存整理 閲覧等 その他の利用</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">市政に関する</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">情報の提供</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">文書館の設置 目的</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">達成するために必要な業務</td> </tr> </table>	公文書等	保存整理 閲覧等 その他の利用	市政に関する	情報の提供	文書館の設置 目的	達成するために必要な業務			
公文書等	保存整理 閲覧等 その他の利用									
市政に関する	情報の提供									
文書館の設置 目的	達成するために必要な業務									
4. 類似施設との役割分担と連携	○「図書館」、「民俗資料館」、「考古館」									
(1) 役割分担										
(2) 連携	○「連絡協議会」…利用者の利便性をふまえた相互利用									

三豊市文書館運営計画(案)

目次	主な内容
1. 館の管理と運営	
(1) 例規の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇三豊市文書管理規程の改正…総務課長(半現用) ◇三豊市文書館条例施行規則…速やかな閲覧サービス・公開に係る審査 ◇三豊市文書館公文書等取扱要綱…公文書等の評価選別基準 ◇三豊市文書館処務規程…組織・職員・職責 ◇三豊市行政資料収集管理規程…○○計画書、△△報告書、ポスター・パンフ ◇文書等の寄贈受入要綱…古文書
(2) 組織	<ul style="list-style-type: none"> ○館の役割を果たすためには…①収集・選別・保存、②サービス、③調査・研究、 ○ボランティア団体等の協力
(3) 職員	<ul style="list-style-type: none"> ○館長、副館長、主任、嘱託員 ○適正な職員数 ○専門職員の配置
(4) 取り扱う公文書等	<ul style="list-style-type: none"> ○市の公文書、地域資料、刊行物、その他の記録…文書館条例第1条 ○30年後、50年後の三豊市誌編さん事業も見据えて
(5) 公文書等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○文書管理システムの検討…総務課の現システム(廃棄)→保存するシステム ○評価選別のしかた…市職員の理解・協力
(6) 公文書等の利活	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開条例、個人情報保護条例とのかかわり ○公開(閲覧)のしかた ○提供のしかた
(7) 啓発普及	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員の意識改革 ○学校(小、中、高校)や文化財保護協会との連携 ○文書館だより
(8) 公文書等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○館の機能の維持、向上 ○他の文書館との連絡
2. 望ましい施設のあり	
(1) 場所	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断結果 ○山本支所内の空きスペースで本館としてサービス業務 ○将来的には、三豊市図書館との複合施設として
(2) 開設時期	<ul style="list-style-type: none"> ○どういった形でオープンするのか ○文書館条例附則の改正
(3) 中間書庫	<ul style="list-style-type: none"> ○保管、保存しなければならない文書量の把握 ○遊休施設について調査・検討
(4) 規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンするためにどうしても必要な施設整備 ○三豊市図書館との複合施設として
3. 三豊市文書館協議	<ul style="list-style-type: none"> ○設置条例のとおり